

令和6年度新たに住民税非課税世帯または
令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

低所得者世帯支援給付金 (低所得者子育て世帯加算給付金)のご案内

給付額 子ども1人あたり**5万円**

給付対象

● **令和6年度新たに住民税均等割非課税世帯**

(令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(10万円)の支給対象世帯)
または

● **令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯**

(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(10万円)の支給対象世帯)

⚠ 要確認

令和5年度給付金(アまたはイ)の支給対象世帯(辞退・未申請含む)は**支給対象外**となります。

ア 令和5年度住民税非課税世帯給付金(1世帯あたり7万円) イ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(1世帯あたり10万円)

加算対象

給付金対象世帯の世帯員である**18歳以下**の子ども

(平成18年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた子ども)

例外的に加算対象となる子ども

・対象世帯とは別世帯だが扶養している子ども

※申請する場合は、住民票および戸籍謄本が必要です。

例外的に加算対象外となる子ども

・住民票を移していない施設入所児童

◎ 手続方法

守山市から **低所得者子育て世帯支援給付加算金の申請書** が届いた世帯

手続が必要

- 『申請書』に必要事項を記入し、申請期限までに守山市生活支援相談課までご提出ください。
- 必要書類を添付してください。

※ただし、令和6年度住民税非課税世帯支援給付金(10万円)または令和6年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(10万円)と同じ口座に振込みを希望する場合は、②の添付は不要です。

① 本人確認書類の写し
運転免許証
マイナンバーカード 等



② 口座確認書類の写し
キャッシュカード・通帳・
インターネット口座 等



- 給付時期:市が申請書を受理した日から、おおよそ4週間後

※対象と思われる世帯にもかかわらず、案内が届かない場合は、給付金窓口までお問い合わせください。

申請期限 **令和6年10月31日(木)(必着)** ※郵送の場合は、当日消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

市の職員等が直接通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

● 守山市 健康福祉部 生活支援相談課 TEL. **077-516-4090** (給付金担当)

受付時間 平日 8:30~17:15(土日祝を除く) ※詳細、最新の情報は、守山市ホームページでご確認ください。